

令和3年6月2日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ワ)第1374号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年4月12日

判 決

5

横浜市青葉区荏田西一丁目3番地20

被 告

ライフカード株式会社

10

主 文

1. 被告は、原告に対し、213万3789円及びうち168万5693円に対する令和2年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 15 2. 原告のその余の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、これを5分し、その4を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
4. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、原告に対し、264万0196円及びうち168万5693円に対する令和2年6月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1. 本件は、原告が、貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び会社分割によりライフの地位を承継した被告との間の継続的な金銭消費貸借取引について、取引に係る弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改

正前のもの。以下同じ。) 1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生しており、ライフ及び被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くことを知っていたとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、最終取引日以降の日である令和2年6月20日時点の過払金元金及び同日までの過払金利息の合計額264万0196円並びにうち前記過払金元金168万5693円に対する同日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

2 前提事実等(証拠〔枝番のあるものはすべての枝番を含む。以下、特に付記しない限り同じ〕を掲示しない事実は当事者間に争いがないか、弁論の全趣旨により容易に認めることができる。)

- (1) 被告及びライフは、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、ライフとの間で、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「年月日」欄記載の日に「借入金額」欄または「弁済額」欄記載のとおり継続的に借入れと弁済が繰り返される金銭消費貸借取引(以下「本件取引」という。)を行った。(甲1)
- (3) 被告は、会社分割により、本件取引に係るライフの権利義務及び契約上の地位を承継した。
- (4) 原告は、平成30年10月8日から令和元年9月2日までの間、加盟店等において合計49万6263円の商品の購入ないし役務の提供を受け、被告は、その代金につき立替払をし、別紙2「立替金利用明細」記載のとおり合計50万6407円の立替金債務を負担した(乙5。以下「本件立替金請求権」という。)。
- (5) 被告への本件訴状送達日は令和2年7月31日である。
- (6) 被告は、令和2年11月30日の本件口頭弁論期日において、本件訴訟提起日である同年6月20日の10年以上前に発生した過払金返還請求権について消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(7) 被告は、令和2年11月30日の本件口頭弁論期日において、本件立替金請求権を自働債権、本件不当利得返還請求権を受働債権として、対当額において相殺するとの意思表示をした。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

#### ① 争点1（被告は悪意の受益者に当たるか）

##### （原告の主張）

被告は、利息制限法所定の制限利率を超えることを認識しながら債務の弁済として制限超過部分を受領したから、過払金の取得が法律上の原因を欠ぐものであることを知っていたといえ、民法704条の悪意の受益者に当たる。

##### （被告の主張）

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）

17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）や同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）を顧客に交付しており、これらの不備があるとの理由で行政処分等を受けたことも顧客とトラブルが起きたこともないから、貸金業法43条1項の適用があると認識するにつきやむを得ないといえる特段の事情があったといえ、悪意の受益者には当たらない。

#### ② 争点2（消滅時効の成否）

##### （被告の主張）

被告は、本件取引に係るカード（以下「本件カード」という。）について、平成20年12月3日、カード会員規約の「被告が適当と認めた場合はいつでも利用限度額を増額または減額できるものとします」などの条項に基づき、カード利用限度額を、融資について50万円から0円に変更し（以下「貸付停止措置」という。），原告にその旨通知した。

貸付停止措置は返済の遅滞等を事情とするものではなく、被告において新たな与信審査基準を設け、新たに審査をしたところ貸付は可能でないと判断したもので、貸付再開は予定されていない永続的なものであった。

本件取引に係る基本契約は、利息制限法所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであるところ、貸付停止措置により新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったから、最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁にいう特段の事情があったというべきである。

したがって、貸付停止措置までに発生した過払金については、貸付停止措置の日から消滅時効が進行し、10年が経過したことにより消滅時効が完成した。

10 (原告の主張)

本件では、過払金充当合意とは異なる合意が存在するなどの特段の事情はない。

被告を含む貸金業者は、貸付を停止しても、停止事由が解消すればその措置を解除しているのであるから、貸付停止措置によって永久に新たな借入金債務の発生が見込めなくなったとはいえない。改正貸金業法は、特定の債務者に対して永続的に貸付を禁止したものではないから、与信状況の変化により貸付が再開される可能性は十分にあったといえる。

原告は、被告から、本件カードの利用停止等の通知を受けたことはなく、原告と被告との間では、令和元年9月まで、貸付と同じ会員規約に基づき、本件カードを用いたショッピング取引が継続されていた。

20 また、原告が被告主張の貸付停止措置を認識していたことを示す事情もない。

このような事情によれば、仮に被告が平成20年12月3日に本件カードの利用限度額を変更していたとしても、そのことをもって新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったと断言することはできず、過払金返還請求権の行使を妨げる法律上の障害がなくなったと解することはできない。

25 (3) 爭点3（相殺の成否）

(被告の主張)

本件立替金請求権と本件不当利得返還請求権の相殺適状目は、訴状送達日である令和2年7月31日であり、被告の相殺の意思表示により、本件不当利得返還請求権のうち50万6407円は同日消滅した。

(原告の主張)

5 被告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告は悪意の受益者に当たるか）について

10 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しております。かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

15 被告は、17条書面及び18条書面に該当する書面を交付してきた旨主張するものの、被告の交付書面に所定の記載事項が記載されていたことを認めるに足りる証拠はないし、被告において、交付書面の記載が所定の記載事項を満たし、貸金業法43条1項の適用があるものと認識したとしてもやむを得ないといえる検討等が行われたことを認めるに足りる証拠はなく、上記特段の事情があったとは認められない。

20 したがって、被告は原告に対し、民法704条に基づき、本件取引に係る過払金につき、民法所定の年5分の割合による利息を支払う義務がある。

2 争点2（消滅時効の成否）について

(1) 前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件取引に係るカード会員規約には、「カードの利用限度額は、被告が定めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、被告が適当と認めた場合は、いつでも利用限度額を増額または減額できるものとします。」との定めがあ

る（乙2）。

イ 被告は、平成20年12月3日、本件カードの利用限度額を、融資について50万円から0円に変更し、同日頃、上記変更を通知する文書を原告に送付した（乙3、4）。

他方、被告は、本件カードの利用限度額総額及び物販の利用限度額については、いずれも60万円のまま変更せず、原告に対して本件カードの返却を求めることがなかつた。

その後、本件カードの融資の利用限度額は変更されないままであった。

ウ 原告は、同日以降、インターネット上で、本件カードのキャッシング利用可能額が記載された利用代金明細等を定期的に閲覧していた（乙7、10、11）。

(2) 過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当であるから、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）。

前記認定事実によれば、被告は、平成20年12月3日に本件カードに係る融資限度額を0円に変更した後、これを原告に文書で通知するとともに、インターネット上で閲覧可能な状態とし、原告はこれを閲覧するなどしており、原告は、融資限度額が0円に変更されたことを知る状態にあったと認められる。

しかし、本件カードの利用限度額総額及び物販の利用限度額は変更されず、被告から本件カードの返却を求められることもなかつたことからすれば、原告において、融資限度額の変更を知ったことで、融資限度額が今後増額変更される可能性がないことを認識し又は認識し得たものとは認め難い。

また、本件カードの会員規約上、被告が適当と認めた場合はいつでも利用限度

額を増額または減額できるものとされ、増額変更する場合を限定する規定は見当たらない一方で、平成20年12月3日の上記変更が、その後の融資限度額の増額変更の可能性を排除する変更措置であったことを示す証拠は見当たらないことからすれば、被告内部において、上記変更時に、今後融資限度額の増額変更をしないことが確定していたものとも認められない。被告は、新たな与信審査基準を設けて審査をしたところ貸付は可能でないと判断したとして、貸付再開を予定していなかった旨主張するものの、上記変更時に行つたとする審査の内容及び結果は明らかでないし、原告の与信状況変化後に再度審査をして貸付を再開する余地がなかったとは認め難く、被告の主張は採用できない。

10 そうすると、被告が融資限度額を変更し、これを原告が認識したことによって、本件取引について新たな借入金債務の発生が見込まれない状態になったとはいはず、過払金充当合意が過払金返還請求権行使の法律上の障害となる状態は続いていたというべきであるから、被告が融資限度額を変更し、これを原告が認識したという事情は、前記特段の事情に当たるものとは認められない。

15 したがって、本件取引にかかる過払金の一部について消滅時効が完成した旨の被告の主張は採用できない。

### 3 爭点3（相殺の成否）について

前提事実によれば、被告は原告に対して50万6407円の本件立替金請求権を有し、同請求権は令和2年7月31日の時点で本件不当利得返還請求権と相殺適状にあつたといえるから、被告の相殺の意思表示により、同日の時点で、過払利息のうち上記金額は消滅したものと認められる（民法512条、489条1項）。

したがって、原告は、被告に対し、同日の時点で、過払金元金168万5693円、同日までの過払利息44万8096円（95万4503円 - 50万6407円）及び前記過払金元金に対する相殺適状日の翌日である同年8月1日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求めることができるというべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については、相当でないのでこれを付さないこととする。

さいたま地方裁判所第6民事部

裁判官

田端理恵子

